

滝 沢 市
介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表

令和6年4月1日から適用

第9版

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 通所型サービス(独自)サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

第1版	平成29年4月3日
第2版	平成29年4月10日
第3版	平成29年6月14日 (算定項目の表現を変更)
第4版	平成30年10月1日 (H30報酬改定対応)
第5版	令和元年5月9日 (R元要綱改正対応)
第6版	令和元年8月15日 (R元報酬改定対応)
第7版	令和3年4月1日 (R3報酬改定対応)
第8版	令和4年10月1日 (介護職員等ベースアップ等支援加算対応)
第9版	令和6年4月1日 (R6報酬改定対応)

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき			
	2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位	日割の場合	÷30.4日	39 単位	39	1日につき	
	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき		
	2211	訪問型独自サービス12日割			2349 単位	日割の場合	÷30.4日	77 単位	77	1日につき
	1321	訪問型独自サービス13			(3)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2			3,727	1月につき	
	2321	訪問型独自サービス13日割		3727 単位		日割の場合	÷30.4日	123 単位	123	1日につき
	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287 単位	287	1回につき		
	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位		179	
	2621	訪問型独自サービス23				(二)所要時間45分以上の場合	220 単位		220	
	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	△12	1月につき	
C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割の場合			÷30.4日	1 単位減算	△1	1日につき		
C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合					23 単位減算	△23	1月につき	
C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位減算	△1	1日につき		
C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合				37 単位減算	△37	1月につき		
C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位減算	△1	1日につき		
C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	△3	1回につき		
C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算		△2	
C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23					(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算		△2	
6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき			
6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算					
6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算					
8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算						
8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき				
8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき				
8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき				
8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき				
8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき				
8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき				
8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき				
8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき				
4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき				
4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100				
4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200				
6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき			
6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000加算		1月につき			
6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000加算					
6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000加算					
6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000加算					
6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000加算					
6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算					

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	1,798 単位	1,798	1月につき	
	1112	通所型独自サービス11日割		要支援2	※1月の中で全部で8回超	59 単位	59	1日につき	
	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	3,621 単位	3,621	1月につき	
	1122	通所型独自サービス12日割		要支援2	※1月の中で全部で8回超	119 単位	119	1日につき	
	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき	
	1123	通所型独自サービス22		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447		
	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	△18	1月につき	
	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位減算	△1	1日につき
	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			要支援2	36 単位減算	△36	1月につき	
	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位減算	△1	1日につき
	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	△4	1回につき		
	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			要支援2	4 単位減算	△4		
	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	△18	1月につき	
	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位減算	△1	1日につき
	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			要支援2	36 単位減算	△36	1月につき	
	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位減算	△1	1日につき
	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	△4	1回につき
	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22					要支援2	4 単位減算	△4
	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援	1376 単位減算	△376	1月につき	
	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			要支援2	752 単位減算	△752		
	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	△94	1回につき	
	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	△47	片道につき	
	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき	
6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240			
6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50			
5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200			
5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150				
5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160			
6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480			
6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88			
6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			要支援2	176 単位加算	176			
6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2				要支援2	144 単位加算	144		
6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24		
6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2				要支援2	48 単位加算	48		
4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100		
4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20		
6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5		
6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ロ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき		
6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算					
6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算				
6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算				
6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算					
6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算				
6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
	8002	通所型独自サービス11日割・定超		要支援2	※1月の中で全部で8回超	59 単位		41	1日につき
	8011	通所型独自サービス12・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	3,621 単位		2,535	1月につき
	8012	通所型独自サービス12日割・定超				要支援2		※1月の中で全部で8回まで	119 単位
	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
	8013	通所型独自サービス22・定超				要支援2		※1月の中で全部で8回まで	447 単位

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				59 単位		41	1日につき
	9011	通所型独自サービス12・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	3,621 単位		2,535	1月につき
	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				要支援2		※1月の中で全部で8回超	119 単位
	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
	9013	通所型独自サービス22・人欠				要支援2		※1月の中で全部で8回まで	447 単位

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

(滝沢市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメント)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 (ケアマネジメントA)	442 単位	442	1月につき	
	2201		高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位	438		
	2202		事業対象者・要支援1・2 4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算	434 単位		434
	2203		442単位	業務継続計画未策定減算	438 単位		438
	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算	300		
	6132	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位加算	300		

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。